2024年5月24日

内閣総理大臣　岸田文雄　殿

国土交通大臣　斉藤鉄夫　殿

防衛大臣　　木原　稔　殿

法務大臣　　小泉龍司　殿

公有水面埋立承認撤回処分に対し国土交通大臣がなした裁決取消訴訟における

控訴審判決に対し、上告しないことを求める要請

　辺野古新基地建設工事を巡り、沖縄県による埋立承認撤回を取り消した国土交通大臣の裁決は違法だとして、辺野古周辺住民4人が裁決の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決（5月15日）で、福岡高裁那覇支部(三浦隆志裁判長)は、4人の原告適格を認め、原告適格を否定した原判決（那覇地裁判決）を取り消し、那覇地裁に審理を差し戻す判断を行った。

　本訴訟において、国は一貫して原告適格なしとして「門前払い」を求めていたが、新基地建設によって起こりうる騒音や航空機事故などの被害を受ける恐れがある者に原告適格を認めるという、極めて当たり前で真っ当な判決が、司法の良心と矜持を持って示されたことを、私たちは高く評価する。

　そもそも本訴訟は、国が沖縄県民の民意や地方自治をも踏みにじり、生物多様性の宝庫である辺野古・大浦湾の自然と周辺住民の生活を破壊する辺野古新基地工事、そのための埋め立てが、公有水面埋立法に照らして合法なのか、沖縄県の埋立承認撤回を行政不服審査法により取り消した国交大臣の裁決が合法なのか否かの審理と判断を求めるものである。しかし、国は終始、原告適格という入り口論のみに拘泥し、実質審理を避けようとしてきた。

　国が自信を持って辺野古新基地建設を進めようとするのなら、高裁で適格と認められた原告の主張に対し、自らの正当性と適法性を、真正面から正々堂々と主張し、司法の判断を仰ぐべきである。

仮に、高裁判決が出てもなお、入り口論に留まろうとするような国であれば、私たちは国民として恥ずかしく思う。国に対し、上告しないよう強く要請する。

＊別紙、呼びかけ３団体及び県内（4３団体）・県外(1４０団体)を合わせ賛同1８３団体の連名により要請します。